②　意見書の記載事項
イ　意見書の提出対象である配慮書の名称
ロ　氏名及び住所（法人その他団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
ハ　配慮書に対する環境保全の見地からの意見（ご意見は、日本語により理由を含めて記載してください。）
③　意見書の提出期限　平成二十八年一月一八日（月）必着
④　意見書の提出先及びお問い合せ先
リニューアブル・ジャパン株式会社　伊勢事務所
〒五一六―〇〇三七
三重県伊勢市岩渕一―一二―一八　村田ビル一〇二号
ＴＥＬ（代表）〇五九六―二三―八九一五
（土日祝を除く午前九時から午後五時まで）
※　意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しません。

平成二十七年十二月一日
東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号
リニューアブル・ジャパン株式会社内
合同会社松阪飯南ウインドファーム
代表社員
リニューアブル・ジャパン株式会社
職務執行者　眞邉　勝仁

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年九月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十一月二十四日）の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十七年十二月一日
鹿児島県姶良郡湧水町北方一八〇〇番地
ヤマハ鹿児島セミコンダクタ株式会社
確定給付企業年金清算人　高須　伸康

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 27 年 12 月 1 日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①大和理研株式会社（ヤマトトラベル）　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－869号　④大和理研株式会社　神奈川県大和市林間２－21－５　代表取締役　水落悟　⑤本社営業所　神奈川県大和市林間２－21－５　⑥平成18年１月６日　⑧平成27年10月30日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県大和市林間２－21－５　大和理研株式会社　代表取締役　水落悟

Ｂ　①有限会社フレスカアモーレ　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－582号　④有限会社フレスカアモーレ　静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目６－３　代表取締役　松枝伸佳　⑤有限会社フレスカアモーレ　静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目６－３　⑥平成23年１月５日　⑧平成27年11月５日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目６－３　有限会社フレスカアモーレ　代表取締役　松枝伸佳

Ｂ　①ＡＴビジネスサポートサービス株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2353号　④ＡＴビジネスサポートサービス株式会社　奈良市朝日町二丁目８番地の５　代表取締役　瀬戸英樹　⑤大阪営業所　大阪市浪速区難波中２－７－16－602　⑥平成17年11月８日　⑧平成27年11月２日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫奈良市朝日町二丁目８番地の５　ＡＴビジネスサポートサービス株式会社　代表取締役　瀬戸英樹

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 27 年 12 月 1 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①宮島観光社　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３－375号　④床井央　宇都宮市仲町１番13号　⑤本社営業所　宇都宮市仲町１番13号　⑥昭和59年７月20日　⑦平成27年10月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①フックベントラベル株式会社　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－599号　④フックベントラベル株式会社　京都市左京区下鴨蓼倉町５番地　代表取締役　福原清子　⑤本社営業所　京都市左京区下鴨蓼倉町５番地　⑥平成22年10月12日　⑦平成27年10月６日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博